

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大崎市長 伊藤 康志

市町村名 (市町村コード)	大崎市 (42153)
地域名 (地域内農業集落名)	岩出山地域 (上区上組、道場分境、丸山南山、小泉川原、高畑、桶渡泉沢、山崎、二軒茶屋、唐竹桂沢、中里、新田二又、川北第一、川北第二、東昌寺沢、大学町、蛭沢、二ノ構、川原町、六十人町、横町、荒町、柳町、南町、寿丁、共栄、町浦、通丁1、通丁2、轟、千歳、菅生、青葉、天王寺、上宮、鵜目、下宮、沖、根岸、上一の坪、下一の坪、要害、大保、山谷、宿、松程、葛岡一部、葛岡二部、磯田、小倉、八幡、汀、上馬館、下馬館、北沢、堂の沢、大坪二部、小坪一部、黄金田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月29日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域の農業は、稲作プラス畜産・野菜・花き・農産加工等との複合経営による個別経営体の形成と、稲作プラス農外収入による兼業農家との二極化が進んでいる。複合部門の主流は畜産であるが、良質な肉牛の生産を目指すことが求められており、地域の山林原野の地形を生かし、若い後継者を中心に系統繁殖等主産地形成に向けた取り組みが行われている。

農業の担い手・後継者への農地集積は増えつつあるが、農業就業人口は減少しており、農家一戸あたりの経営耕作面積は年々規模拡大傾向にある。いずれの農業経営においても農作業の機械化が進展し、しかも年々大型化が進む中で、生産費に占める機械導入費や減価償却費の比重が高まり、経営を圧迫する要因となっている。従事者の高齢化等による労働力不足や非農家が相続により農地を取得するなどを要因とする耕作放棄地も増えている状況にあるが、法人を設立し課題解消に努める集落もでてきている。

担い手のコスト削減等のため、分散した農地利用から集積化を図る取り組み、営農組織化に向けた経営に関する研修会等の情報提供をJAと連携しながら支援し、受託可能な意欲のある農業者(法人を含む)の育成が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

鳴子・岩出山地域水田農業ビジョンと連携のうえ、水稻と転作(飼料作物・大豆)、園芸作物については土地利用型の農業経営を、畜産・酪農については、生産性の高い畜産経営を推進し、営農体制の強化を図り農業所得の増加と安定した農業経営の確立を目指す。

農業所得の向上を図るため、農産加工等(大豆)の取り組みを支援し、6次産業化による地域農業の振興を図る。

高齢化や後継者不足が進む岩出山地域の農業を守り続けるには、受託可能な意欲のある農業者(法人を含む)を育成することが課題である。

JAが進める営農ビジョンによる地域農業の振興を進め、地域ぐるみで新規就農者の確保に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2,997 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2,631 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方は、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手・新規就農者への農地集積や、集落営農組織化に向けた経営に関する研修会等の情報提供をJAと連携しながら積極的に支援していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用方針は、担い手への農地集積について原則として農地中間管理機構を活用するものとし、担い手や貸付希望者の意向を踏まえ、担い手以外の農業者も含めた調整を行いながら、段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
江合川沿いの平坦地域である下野目東部地区は、主要な農業生産地域であり、大区画農地整備事業が実施されており、今後も安定的な農業経営体等による効率的な農業の実践を進め、優良農地として利用する。 また、小山田川水系小松川・吉野川及び小河川に沿った平坦部分に農地を形成する典型的な農山村地域の下真山地区は、水稻と畜産の複合経営が盛んな地域で、令和6年度より農地整備事業等を実施し、生産性の高い優良農地として整備する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
多様な経営体の確保・育成の取組方針は、認定農業者や認定新規就農者はもとより、他産業からの転職や法人として起業し、規模拡大を目指す等の様々な経営体を確保・育成するため、JAや県、農業委員会等関係機関と連携して支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針については、水稻採種組合等において、農業用ドローン(小型無人飛行機)所有事業者による農薬の空中散布を推進する。 また、農作業により発生する農業用廃プラスチックについては、鳴子・岩出山地域農業廃プラスチック適正処理推進協議会で回収し、不法投棄から環境を守り、産地のイメージアップを図るとともに再資源化や環境保全を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①近年、イノシシによる農地等の掘り起こし被害が多発傾向にあることから、各種支援事業等を活用し、物理柵や電気柵による被害防止対策を講じる。
⑦多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業による、農地の保全・管理等については継続して取り組んでいく。
⑨耕畜連携等については、岩出山地域で生産された飼料作物を地域内の畜産農家に供給し、畜産農家から出た堆肥は地域内生産者に供給する循環の仕組みを推進する。